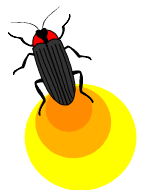


# 農政時流

第10号/平成18年8月21日発行  
宮城県農業会議  
宮城県担い手育成総合支援協議会  
仙台市青葉区堤通雨宮町4-17  
TEL/022-275-9164  
E-MAIL/04miyagi@nca.or.jp

## < 主な内容 >

- |     |                              |   |  |
|-----|------------------------------|---|--|
| 2   | 農業会議 平成18年度事業計画              | 6 | 栗原市農業委員会<br>～農地パトロールで優良農地を守ろう～<br>みちのく見てある記(地域おこし事例) |
| 3   | 主張「農政改革の推進に向けて」              | 7 | 教えて!農地・年金  |
| 4・5 | 品目横断的経営安定対策の<br>加入手続きが始まります! |   |  |



「次代を担う若者たち」

農業に興味を持つ仲間を増やしていきたい 丸森町大張 佐藤靖さん(28)



丸森町大張地区は、宮城県の南端に位置し、傾斜地が多い中山間地帯です。

靖さんは、2年前に就農し、「養蚕」「ころ柿」「棚田」と、大張地区ならではの特徴のある農業に日夜取り組んでいて、いまや地域の頼もしい担い手の1人です。

「人と人とのつながりをととても大切に考えています。農業に興味を持つ仲間を増やしていきたいです。将来、そんな仲間が集って大張地区の農業を体験してもらい、語り合える場を我が家につくれたらいいですね。老若男女問わず、歓迎します」と語る靖さん。

そんな靖さんを慕って、年間を通して、農業に興味を持つ東京の大学生や仙台市内の中学生など、沢山の人が訪れています。

## 「現場の声」を行政に

宮城県農業会議 平成18年度事業計画

今年の3月23日、仙台市のホテル白萩にて第69回の宮城県農業会議通常総会を開催し、平成18年度の事業計画を決定しました。

新たな「食料・農業・農村基本計画」の閣議決定や「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直し、平成19年度から導入される品目横断的経営安定対策を柱とする経営所得安定対策などの状況を踏まえ、農業委員会系統組織として重要な役割・使命である認定農業者等担い手の確保・育成、優良農地の確保と有効利用、耕作放棄地の解消などを、市町村、農業団体、担い手育成総合支援協

議会等と連携して成果を挙げるよう取り組む計画です。

また、平成17年度から系統組織運動として取り組んでいる「みやぎ農地と担い手を守り活かす運動」(農地パトロール等を通じた耕作放棄地の解消や無断転用防止活動等)の組織的、加速的な取り組みに引き続き支援・協力を行っていきます。

認定農業者等が望む「現場の声」を農業委員会と協力して行政等に反映させる活動など、本県農業・農村の健全な振興、発展に寄与するよう重点事項を設けて取り組んでいきます。

### <4つの重点事項>

#### 1 農政活動

- (1) 「食料・農業・農村基本計画」による「経営所得安定対策」等を円滑に推進するための建議・要請活動
- (2) WTO農業交渉における日本提案の実現に向けた組織活動の展開
- (3) 第50回農業委員大会の実施
- (4) 各種調査の実施

#### 2 経営・構造対策

- (1) 品目横断的経営安定対策等に対応する担い手の確保・育成支援
- (2) 「農地パトロール月間」を設定して、優良農地の確保や有効利用の促進、耕作放棄地の解消活動支援

(3) 経営構造対策事業の市町村の取り組みへの支援活動

(4) JA、農業委員会と連携した農業者年金の加入促進活動強化

(5) 全国農業新聞や全国農業図書の普及啓発と各種情報の提供

#### 3 農業委員会への支援・協力

(1) 「みやぎ農地と担い手を守り活かす運動」の推進

(2) 研修の充実強化

#### 4 組織・活動

(1) 組織・財政改革の実施

(2) 活動の点検・評価の実施

(森下 純一)

## 農業構造改革の実現に向け政策提案

～平成18年度全国農業委員会会長大会・WTO特別集会～

5月25日、東京都の日比谷公会堂で平成18年度全国農業委員会会長大会・WTO特別集会が開催された。



今回はモダリティの確立に向けて交渉が本格化している「WTO特別集会」と位置づけ、全国から2,

500名(本県からは37名)の農業委員会会長が参加した。大会・集会では自民党農林水産物貿易調査会の大島理森会長代理からWTO農業交渉の現状と見通しについて報告。「輸出国の対応次第である。わ

れわれも政府頼みではなく議員外交を積極的に展開していきたい」と語った。

WTO農業交渉の特別決議を採択後、「経営所得安定対策の導入等による農業構造改革に向けた政策提案」「農業委員会の必置規制の堅持」等について決議を行った。山形県長井市/小関秀一会長、兵庫県加西市/篠倉継也会長、長崎県島原市/酒井美代子委員から農業委員会活動強化に向けた決意表明がなされた。

大会終了後、代表要請で本県は外務省等に対して提案内容の実現を求めた。伊藤信太郎政務官からは「親子二代にわたり農業地帯から選出されており外務大臣政務官としても農業の視点を大事に考えている。日本農業の大転換期であり、体質改善を急がなければならない。いずれにしても農業委員会も担い手育成等、新しい時代にあった役割をしっかりと果たして欲しい」と話があった。



# 《おめでとうございます》

春の叙勲，文化の日県知事表彰の受賞者  
本県農業会議関係者で，このたび叙勲・表彰されたのは，次の方々です。

## 【春の叙勲】 旭日小綬章



稲辺 正氏  
元 石 越 町 長  
元農業会議常任会議員



## 旭日単光章



大沼 洪悦氏  
元大崎市岩出山農業委員会会長  
元農業会議常任会議員



郷湖 忠氏  
元仙台市農業委員会会長  
元農業会議常任会議員

## 【2005年文化の日県知事表彰】



中川 洋一郎氏  
元古川市農業委員会会長

前回（第9号）の文化の日受賞者の欄に掲載できませんでした。本人並びに関係各位に深くお詫び申し上げます。



（2面より続き）



県選出国會議員への要請風景

また，大会当日の午前中は本会役員等が県選出国會議員に対する要請活動を行った。

（栗野 一男）

# ～主張～

## 「農政改革の推進に向けて」

東北農政局

前局長 <sup>ひら</sup>平 <sup>の</sup>野 <sup>あきら</sup>昭



先の通常国会で成立しました「担い手経営安定新法」は，農業従事者の減少や高齢化等が進む中で，効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う力強い農業構造の実現に向けて，これまでの政策のあり方を見直し，認定農業者と特定農業団体とに対象を限定した直接支払（「品目横断的経営安定対策」）を平成19年産からの米，麦，大豆等の生産に対し導入するものです。

水田農業が基幹となっている東北地域にとって，戦後農政の大転換といわれる品目横断的経営安定対策への対応いかんが，今後の東北，そして宮城の農業・農村に極めて大きな影響を及ぼすものだと考えています。

東北農政局では，「新たな食料・農業・農村基本計画」の下で昨年10月27日に決定された「経営所得安定対策等大綱」受け，今回の農政改革の考え方について管内各地で説明会等を開催して参りました。具体的には，この7月までに5千回に及ぶ説明会，意見交換会等を私自身も極力参加する形で開催して，生産者や農業関係者等への説明に努めて参りました。

更に7月21日には，「経営安定対策等実施要綱」が決定され，一連の対策の支援単価や事業規模が明確になりました。そして，いよいよこの9月からは，秋まき麦の加入手続きが始まり，平成19年度からは新制度の本格導入となりますが，麦作経営安定資金等の対象となっている麦や大豆は100%，米についても70～80%が品目横断的経営安定対策に加入していただけるよう，更なる取り組みに全力を尽くします。

この対策により，集落の皆様が助け合いながら適切な役割分担の下に，生産性が高く経営感覚の優れた農業経営の育成・確保を図り，地域農業の持続的発展と地域の活性化に明るい展望を拓いていきたいと考えています。

まさに宮城県下の農業構造改革は，宮城県農業会議はもとより農業委員各位の双肩にその命運が懸かっていると言っても過言ではなく，皆様方の更なる活躍に期待を寄せる次第です。

※平野前局長は，8月1日付けで農林水産政策研究所に異動されました。

## 品目横断的経営安定対策

## 加入手続きが始まります!

9月から!

平成19年から開始される品目横断的経営安定対策にかかる「担い手経営安定新法（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律）」が、本年6月14日の参議院本会議で可決・成立し、6月21日に公布されました。

施行は来年の4月1日からで、受付の開始は来年の4月から（米・大豆）となります。麦については、今年の秋まき麦から対象となり、この9月から受付が開始されます。

品目横断的経営安定対策は、認定農業者などを対象に担い手の経営安定のため、次の交付金を受けられます。

1つは、「生産条件不利補正交付金」（いわゆる

「ゲタ対策」）です。これは対象作物の生産コストのうち、生産物の販売収入では賄えない部分を補うもので、生産コストと販売収入の差額について「過去の生産実績に基づく交付金」（緑ゲタ対策）と「毎年の生産量・品質に基づく交付金」（黄ゲタ対策）で生産条件に関する不利を補うものです。

もう1つは「収入減少影響緩和対策」（いわゆる「ナラシ対策」）です。品目ごとの基準期間の平均収入（標準的収入）と当該年の収入の差額を合算・相殺し、減収額の9割について生産者と国による拠出の範囲内で補てんするものです。

これら交付金の対象となる農産物・対象者は次のとおりです。

## 1 対象作物

- (1) 生産条件不利補正交付金は、「麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ」です。
- (2) 収入減少影響緩和交付金は、「麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・米」です。

## 2 対象者要件

交付金の対象となる者は、次の(1)から(4)まで、全ての要件を満たしていなければなりません。

- (1) 対象者は、次のいずれかに該当すること
  - ①認定農業者、②特定農業団体、③農作業受託組織
- (2) 次のいずれかの経営面積を有していること
  - ①認定農業者（農業生産法人含む）：4ha以上、②特定農業団体又は農作業受託組織：20ha以上
- (3) 環境と調和のとれた農業生産の基準を遵守していること
- (4) 耕作の目的に供されていない農地がないこと

◎上記(1)から(4)まで交付対象者要件を満たしておく期間があります。

・麦の作付者は、前年の11月30日から交付金の交付が決定するまで

・麦の作付以外の者は、収穫年の6月30日から交付金の交付が決定するまで

◎認定農業者で交付金を受けようとする者は、交付金の交付決定まで認定農業者でなければなりません。（期間満了を迎える者は、間断なく再認定が必要です。）

ポイント

## 3 加入・交付申請時期と添付書類

## ～加入申請時期は～

品目横断的経営安定対策の加入申請は、原則、毎年度4月1日から6月30日までの間に「加入申請書」と添付書類を、申請窓口である東北農政局地域課等に提出しなければなりません。

ただし、秋期に播種する麦の作付けを行う者は、前年の6月1日から8月31日までの間（平成19年度加入申請にあたっては平成18年9月1日から11月30日までの間）に提出しなければなりません。

## ～添付書類（申請者の経営形態に応じて）～

- (1) 認定農業者は、農業経営改善計画認定書の写し
- (2) 特定農業法人は、特定農用地利用規程認定書の写し
- (3) 特定農業団体は、特定農用地利用規程認定書の写し
- (4) 農作業受託組織は次の書類すべて
  - ①農用地利用集積目標計画書
  - ②農用地を集積する地域を明記した地図
  - ③農業生産法人化計画書
  - ④定款又は規約の写し
  - ⑤経理の一元化を証する書類
  - ⑥構成員の一覧表

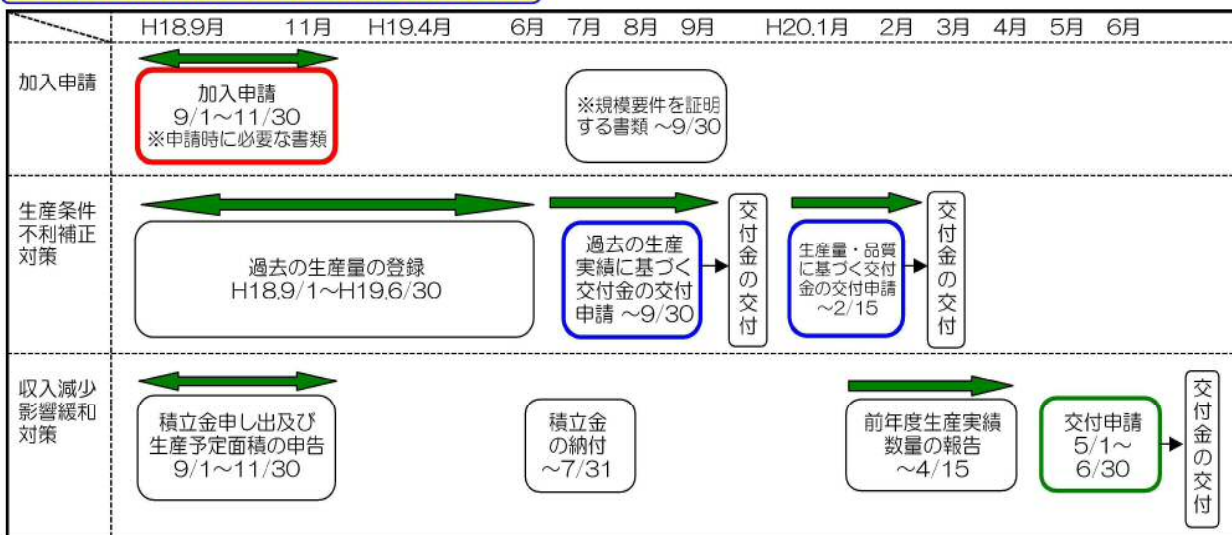


～追加提出の添付書類（交付申請まで提出）～

- (1) 共通書類
  - ① 農地基本台帳の写し（加入申請後の8月1日～9月30日の日付のもの）
  - ② 環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート
- (2) 該当者のみ
  - ① 農作業等受委託契約書（3要件明記：基幹的作業，販売名義，収入の処分）
  - ② 当該農地について一元経理をしていることを証する書類  
(通帳の写しのほか営農計画など)
  - ③ 受託農地に係る委託者の農地基本台帳の写し
  - ④ 他者に再委託することが効率的経営に資することが明らかなことを証する契約書
- (3) 特例基準希望者のみ
  - ① 生産調整特例
    - ・ 地域の生産調整面積の過半を受託することを証する書類
  - ② 所得特例
    - ・ 農業所得の額を証する書類の写し（青色申告書の写しなど）
    - ・ 対象品目の収入，所得又は経営規模のいずれかが，全体の農業収入，農業所得又は経営規模の概ね3分の1（100分の27）以上であることを証する書類

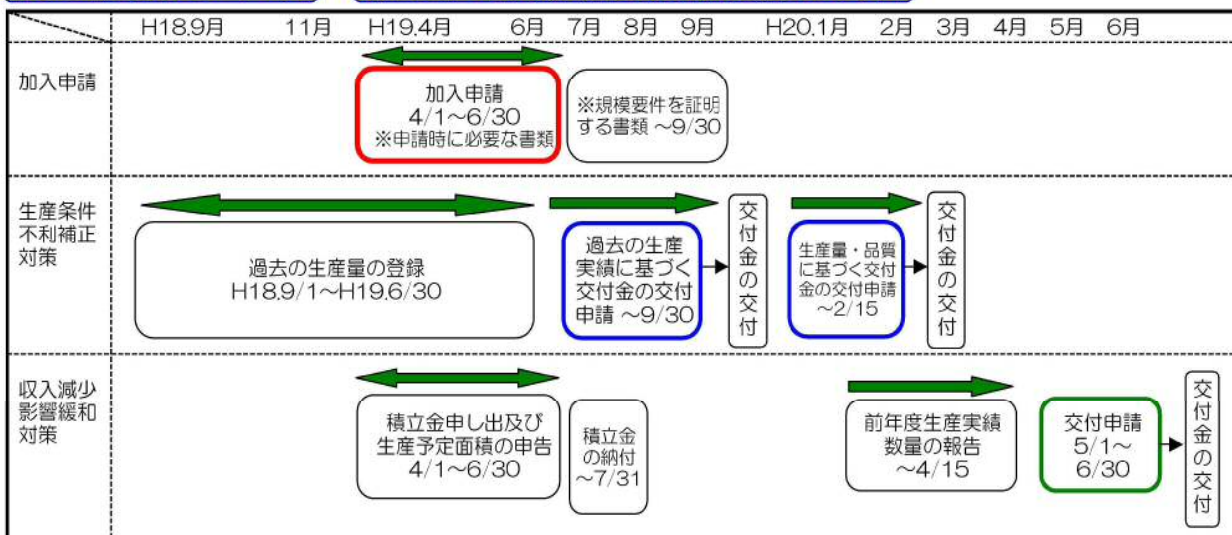
(小松 和明)

秋まき麦の収入減少影響緩和対策に加入する人



秋まき麦を作付けしない人

秋まき麦の収入減少影響緩和対策に加入しない人





## 「農地パトロールで優良農地を守ろう」～栗原市農業委員会～



栗原市は、平成の大合併により、9町1村が1つの市として誕生し、行政区域は全国でも指折りの大きさとなりました。

栗原市農業委員会では、合併前から問題となっていた遊休農地、産業廃棄物等の不法投棄などへの対策として、農地パトロールに力を入れています。

昨年は、3班編制による10地区(旧町村単位)でのパトロールを行い(写真)、「3年位、耕作した形跡がない」「冷蔵庫などの大型家電が投棄されている」「現況から見て、山に返すべき農地だ」など、改善等の指導が必要な農地が237筆(294a)ありました。これらを要活用農地・不活用農地等に区分し、改善すべき指導対象農地一覧を取りまとめ、指導を行いました。

今年は、10月から1月を強化月間として昨年のパトロールにより作成した一覧表を基に再確認調査と、調査区域を拡大したパトロール活動を予定しています。

特に、再調査地域については、指導改善されていない場合、市長へ要請するなど、厳密な対応をもって取り組んでいく予定です。

また、全農家へ遊休農地解消・農地無断転用防止のためのチラシを配布するなど、周知徹底していく計画です。

(森下 純一)

### みちのく見てある記

～地域おこし事例～

## 「命育む農の道」

㈱秋田ニューバイオファーム  
代表取締役 斎藤 作 圓 氏



私の住んでいる秋田県西目町は、人口6千人の農村で、平成17年3月に1市7町が合併し、人口9万人を擁する由利本荘市となりました。

私は若いとき、2年間首都圏で運送業の出稼ぎを経験しました。その中で全国のどの産地から、どんな農産物が集まり、品質はどの産地が良いかなど、市場の仕組みを学びました。米の減反政策が始まり将来計画の見直しをせまられた頃、国からの派遣で、欧州を研修する機会を得て水耕栽培を学び、将来の農業が見えた感じがしました。

長野県のきのこ栽培の原材料が秋田杉の「おが屑」と分かり、地域の資源を活かすため、長野県まで通って研修を受け、おが屑を利用したきのこ栽培を始めることになりました。西目町は今でも有数のきのこ産地です。

その後、オランダに研修に行き、水耕栽培に光明を見出し、農協の理事をやめて自ら次の事業を進めました。食べ物を大切にしない風潮にあり、お金が万能の考えが浸透して、人の心を慮る余裕

がなくなっているのを、これを解決するため「秋田ニューバイオファーム」を昭和62年に設立し、トマトの水耕栽培を仲間と始めました。

また、元祖秋田屋を平成元年に設立し、比内鳥スープ・きりたんぼミニセットなどの農産加工品をつくり、「丸ごと秋田の食文化」として、全国に宅配しました。夢づくり味工房を平成6年に設立して、地場産品のりんごの「ふじ」を使った無添加の「めんこいなりんごジュース」、ハーブ・乳牛・青大豆などのユニークアイスクリーム等を製造、販売しました。

「ハーブで健康なまちづくり」を目標に平成7年4月、世界のハーブ450種のハーブガーデン、クラフト工房などを併設して「ハーブワールドAKITA」を設立するなど様々な事業展開を行っています。底流には、農業と自然や命・食との関わりを大事にしたいという気持ちがあります。

なお、当社は岩盤温浴などの事業を展開するため、平成17年9月に農事組合法人から株式会社に組織変更しています。

(H18.7.3 平成18年度経営構造対策研修会の講演要旨)

(森谷 賢一)

# かけはし

涌谷町農業委員

安部元彦さん(66)

☆猪岡集落リーダー

(集落営農育成・確保緊急支援事業)

☆経営内容

水稻 2.1ha, 畑 15a

☆就任回数：現在9期目(選挙)



本町は、集落営農を推進するため、積極的に国の事業を活用して品目横断的経営安定対策に取り組んでいます。私が担当する猪岡集落(農家99戸, 農地面積146ha)でもこの事業を活用し、集落営農の組織化に取り組んでいます。

日頃から農業委員として、お互いの意思疎通を図る取り組みを積み重ねてきているので、集落営農の組織化についても、全員の賛同を得ることが出来ました。今後はより具体的な取り組みに向けて、集落内でのコミュニケーションを一層深めていきたいと思います。

## 教えて!農地・年金

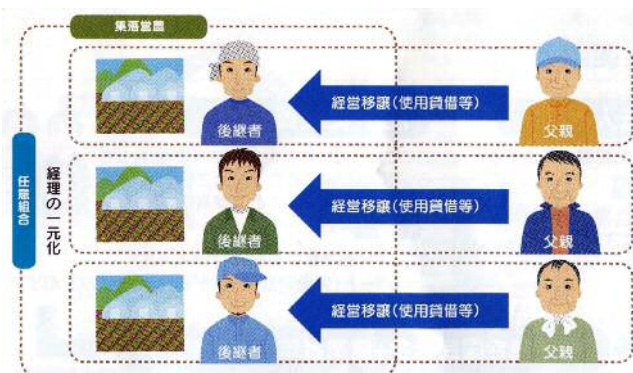


### <問1>

息子に農地を使用貸借して、基本額の経営移譲年金を受給しています。私の住んでいる地区で、集落営農組織が設立され、息子も一員として加わることになりました。息子に貸している農地が集落営農組織のものになると、私の経営移譲年金は支給停止になりますか？

### <答え>

集落営農組織は、農作業受託を行う組織であり農地の所有権の取得、使用収益権(賃貸)の設定等を受けることは出来ません。息子さんの農地名義(使用貸借)は変わりませんので、経営移譲支給停止になりません。



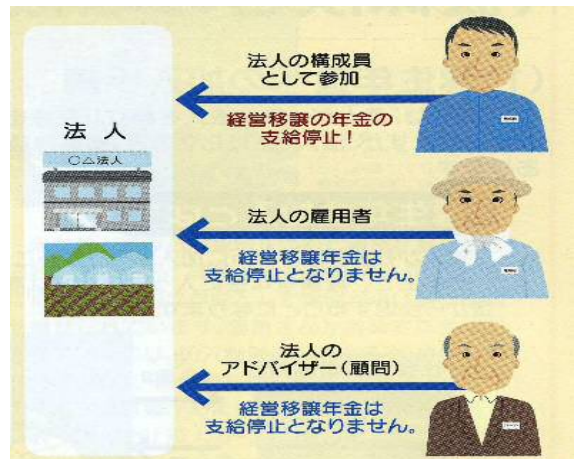
農地名義が変わらなければ、支給停止にはなりません。

### <問2>

集落営農組織ではなく、農業生産法人を立ち上げる計画です。経営移譲年金受給者が、農業生産法人の構成員(役員)になると、年金はどうなりますか？

### <答え>

農業生産法人の構成員になり、その経営に参画することは、農業経営の再開に当たるため、経営移譲年金は支給停止となります。ただし、農業生産法人への出資(持ち分, 口数)をしないで、アドバイザーや顧問, 単なる従業員として、その法人に雇用される場合は、経営移譲年金は支給停止になりません。



### <問3>

農地法の許可を得て農地を購入しましたが、所有権移転登記を完了していませんでした。未登記のうちに、売り主の借金の担保として金融機関から抵当権を付されてしまいました。この抵当権を取り消してもらうにはどうすればよいですか？

### <答え>

農地法の許可を得ていても、財産として守る上では、直ちに登記することが大切です。原則として、所有権移転登記がされていないので、第三者の金融機関である抵当権者に、自己の所有権並びに抵当権の無効を主張できません。これから所有権移転登記をしても、抵当権は外れませんが、仮に売り主の債務不履行により競売等で当該農地を失った場合は、売り主に対し損害賠償請求を行うことができます。

(森下 純一)

農と食の未来を拓く

**全国 農業 図書**

青色申告・集落営農関係図書も絶賛発売中です!!

お申込みは市町村農業委員会・県農業会議まで



# お知らせ

## ○東北・北海道農業活性化フォーラム

8月30～31日に岩手県花巻市「花巻温泉ホテル千秋閣」で開催されます。地域農業の大規模な再編に向け地域の牽引役を担う農業委員としての意識改革と連携を深めることがねらいです。

## ○新・農業人フェア'06

「農業をやってみませんか」を合言葉に9月1日、東京都「六本木ジョブパーク」で農業を始めたい人、農業法人に就職を希望する人等の相談を受けます。新規就農者事例発表、セミナー、個別相談、農業法人等合同会社説明会などを行います。

## ○東日本ブロック農業委員会現地研究会

10月5日～6日に福井県福井市で開催します。農地業務や担い手の育成・確保対策などの農業委員会業務や運営がより適正で効率的なもの

となるよう、日常業務上の課題や問題点について討議します。

## ○第9回全国農業担い手サミットinながさき

「おおいに語ろう！担い手たち～農業の未来と夢、そして可能性」をテーマに10月26～27日、長崎県で開催します。全国の認定農業者を始め、地域農業の担い手3千人が一堂に会して、課題提起や事例発表、分団討議で農業の未来を本気で考え話し合う2日間です。

## ○第50回宮城県農業委員大会

11月16日に栗原市築館の「栗原文化会館」で開催します。

===「農政時流」読者の声募集===  
紙面づくりの参考のため、ご感想をお寄せください。  
FAX:022-276-3899/E-mail:04miyagi@nca.or.jp

## オフ・タイム



佐藤 昭 雄 監査委員(丸森町農業委員会会長)



「下手の横好き」とご謙遜の佐藤会長さんは、能の声楽「謡(うたい)」の“喉前”はもっばら結婚式や懇親会等でご披露。代々剣術の免許皆伝など文武両道のお家柄で、伸びた背筋に納得です。三人のお料理上手なお孫さんたちの作る晩ご飯が楽しみで、お孫さんたちの送迎は「老化防止」と笑っておっしゃり、目の中に入れても痛くないご様子でした。

高谷 忍 主事



高谷主事の悩みは花粉症。春になると人相が変わる程の重症で、晴れた日は窓も開けられないとか。手先が器用で配線やパソコンの設定等々あつという間の万能ぶり。凝り性で、栗野部長に手ほどきされた釣りの腕前もだいぶ上がったようで、魚をさばくのもお手の物です。食事はもっばら自炊といいますが、一人暮らしが板につかないように！  
(井澤 香子)

## 情報提供活動を通じて農業委員会と農業者・地域との絆を深めよう!!

＝全農業委員1人・1年・1部以上拡大運動＝

今年度普及拡大目標部数 **4,491部**

(8月現在：3,730部)

<普及強調月間>

- ①前期対策：7～8月  
普及推進計画の策定と普及対象者名簿の作成
- ②後期対策：11～12月  
前期対策に基づく重点対象者への普及推進



## 編集後記



いよいよ9月1日から品目横断的経営安定対策の、麦のゲタ対策の受付けが開始されます。私の集落も、集団転作で麦を作付けていますので、現在、集落営農組織の組織化を図り、11月30日までに申請ができるよう、話し合いを進めています。

県内各地でも同じような動きが顕著になってきていると思いますが、交付金を受けるのみでなく、真の経営体として法人に移行できるような組織化でなければならないと考えています。

いずれにしても、ここ数ヶ月が勝負であり、関係者の皆様のご活躍を期待しております。

この農政時流が、皆様の活動に少しでも役立てばと思っています。

編集委員 (農業会議常任会議員) 二瓶 幸次